

イベントをお助けします！

矢吹町消費喚起促進 事業費助成金

新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みに対し、地域における個人消費を喚起します。

対象事業費の **4/5** に相当する額を助成

※助成額に1,000円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額

助成額の上限

2者～5者で組織された団体 ➡ 上限 **30** 万円

6者～9者で組織された団体 ➡ 上限 **50** 万円

10者以上で組織された団体 ➡ 上限 **75** 万円

○対象となる方 (以下すべてに該当する方が対象です)

- ・町内に店舗または事業所を有する事業者で組織された団体
- ・小規模事業者又は中小企業者のうち飲食店もしくは旅館業、旅客業を営む者の中から2者以上で組織された団体
- ・個人消費の喚起を目的として組織された団体
- ・矢吹町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方
- ・法令及び公序良俗に反していないこと
- ・町税等を滞納していないこと

○対象となる事業 (以下すべてに該当する事業が対象です)

- ・個人消費の喚起及び販売促進につながる事業であること
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底した事業内容であること
- ・特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義または主張の普及宣伝に利用されるおそれがないこと
- ・各年度の3月1日までに完了する事業であること

！助成対象経費等は裏面へ➡

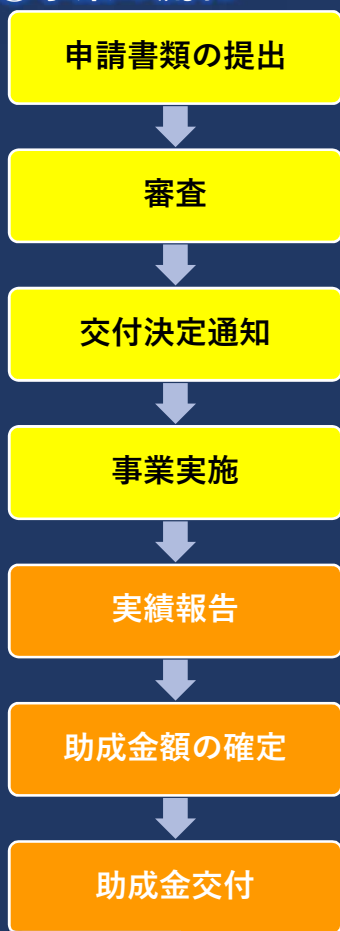
お問合せ先

矢吹町役場 商工推進課 地域活性係 0248-42-2119

○対象となる経費 ※助成事業終了後、当該事業以外の事業等に利用できる経費を除く

- ・ 賃金
- ・ 賞賜金及び報償費(景品・クーポンに要する経費単価1万円以内かつ助成金額の2分の1以内)
- ・ 旅費及び宿泊費
- ・ 設営費、広報費等の委託料
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 燃料費、印刷製本費、その他需用費
- ・ 広告料、手数料、保険料、その他役務費
- ・ 通信運搬費
- ・ 消耗品費

○事業の流れ



必要書類

申請時

- ① 矢吹町消費喚起促進事業費助成金交付申請書 (様式第1号)
 - ② 事業計画書 (様式第2号)
 - ③ 収支予算書 (様式第3号)
 - ④ 助成事業の実施に要する経費にかかる見積書等の写し
 - ⑤ 団体の構成員名簿 (様式第4号)
 - ⑥ 納税証明書
- ・ その他町長が必要と認める書類
※事業開始の1か月前までに提出してください

実績報告時

- ① 矢吹町消費喚起促進事業費助成金実績報告書 (様式第8号)
 - ② 事業実績書 (様式第9号)
 - ③ 収支決算書 (様式10号)
 - ④ 助成事業の実施に要した経費の収支が分かる書類全部の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類
※助成事業が完了した日から起算して30日以内又は各年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください

○Q&A

Q▶どんな事業者が対象となりますか。

A▶2者以上で団体をつくり、消費喚起のためのイベント等を行う場合に助成金の対象となります。ただし、同じイベントで国や県などから補助金、助成金を受け取っている場合はその部分については対象なりません。

Q▶イベントは1日限りのイベントでも数か月のイベントでも対象になりますか。

A▶どちらも対象になります。詳しくは事業計画書を作成いただくことになります。

※交付申請は1助成対象者につき各年度1回限りです

※助成金の交付を受けた事業の実施方法や時期が不相当であったり、虚偽又は不正行為により助成金の交付を受けたときは、交付決定の取り消し、または助成金の返還を命ずることがあります